

## 短時間労働者の「正職員への登用制度」について

平和病院では短時間労働者（パートタイマー）の正職員登用をH22年12月20日より制度化いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 正職員登用の目的

パートタイム労働法に基づき短時間労働者から通常労働者への転換を推進する事で、短時間労働者（パートタイマー）のモチベーションを上げることが出来れば、意欲、能力を生かし病院の業績に寄与することが考えられる。

#### 2. 登用の対象者と選考

\*対象者は下記の条件を満たしていることとします。

- ① 正職員と同じ就業条件で、勤務が可能であること。
  - ・正職員と同じ就業条件とは、人事異動などの可能性があるということである。
- ② 本人が希望し、上司の推薦があること。
  - \*登用の選考
- ③面接（本人の意欲、能力、適性の確認）

医療法人平和会（社団）

理 事 長            高橋   修   印

従業員代表        須藤   文子   印

2010年12月20日